

令和4年度（2022年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務
プロポーザル審査会開催要綱（案）

（目的）

第1 アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務実施のための受託候補者の決定にあたり、提出された企画提案書及びヒアリングに基づき、業務処理体制の充実度、企画提案の妥当性を総合的に審査の上、最も適した企画提案を選定するため、アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という）を開催する。

（組織）

第2 審査会は、次の5名により構成するものとし、委員長は環境生活部アイヌ政策推進局長とする。

- （1）環境生活部アイヌ政策推進局長（委員長）
- （2）環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長
- （3）環境生活部文化局文化振興課長
- （4）北海道博物館アイヌ民族文化研究センター長
- （5）教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター長

（委員長の職務及び代理）

第3 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（審査会の業務）

第4 審査会は、第1の目的を達成するため、企画提案を審査し、最も適した企画提案を選定する。

（会議）

第5 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席構成員の過半数により決定する。

（任期）

第6 構成員の任期は、第1の目的を達成するときまでとする。

（事務局）

第7 審査会の事務局は、環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課内に置く。

（守秘義務）

第8 審査会の委員長及び委員並びに事務局職員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。